

国民健康保険・後期高齢者医療保険のお知らせ

①大阪市国民健康保険料決定通知は6月にお送りします

4月から翌年3月までの国民健康保険料を6月に決定し、6月中旬に区役所から世帯主の方へ「国民健康保険料決定通知書」を送付します。

口座振替や納付書などで納付（普通徴収）いただいている世帯については、1年間分の保険料を6月から翌年3月までの10回で納付していただきます。4月・5月は新年度の保険料の納付はありません。

年金からお支払い（特別徴収）いただいている世帯については、1年間分の保険料を年6回の年金支払月に年金からお支払いいただきます。

なお、6月中旬以降は担当窓口が国民健康保険料の問い合わせや相談のため大変混雑し、相当な待ち時間も発生します。平成30年度国民健康保険料につきましては、6月1日（金）より、お問い合わせ・ご相談していただくことができます。ご理解ご協力をお願いします。

②後期高齢者医療保険料決定通知は7月にお送りします

後期高齢者医療保険料は、4月から翌年3月までの1年間分の保険料を毎年7月に決定し、7月中旬にご本人あてに後期高齢者医療保険料決定通知を送付します。

口座振替や納付書などで納付（普通徴収）いただいている方については、1年間分の保険料を7月から翌年3月までの9回で納付していただきます（年間保険料の金額によっては納付期間が短くなる場合もあります）。4月・5月・6月は新年度の保険料の納付はありません。

年金からお支払い（特別徴収）いただいている方については、1年間分の保険料を年6回の年金支払月に年金からお支払いいただきます。

③国民健康保険料・後期高齢者医療保険料のための所得申告書をご提出ください

国民健康保険料の軽減を受けるためには世帯全員の所得が、後期高齢者医療保険料の軽減を受けるためには本人と世帯主の収入が、判明している必要があります。所得がないなど市府民税の申告の必要のない方で、「国民健康保険料のための所得申告書」または「後期高齢者医療保険料のための所得申告書」が届いている方は、お早めに提出してください。



問合せ 窓口サービス課（保険年金 保険）6階61番窓口 ☎6659-9956

お知らせ 犬や猫を愛する皆さんへ

4月は「犬・猫を正しく飼う運動強調月間」です。

世の中は動物の好きな人ばかりではありません。動物が多くの人々に愛され、人間社会の中で共存できるように、次のことを守って、他人に迷惑をかけないように適正飼養に努めましょう。

- ・愛情と責任をもって終生飼いましょ。
- ・フンの後始末は必ずしましょう。犬・猫がしたフンの後始末は飼い主の責任です。
- ・所有者がわかるように名札などをつけましょう。
- ・不妊・去勢手術をしましょう。
- ・猫の放し飼いはやめましょう。犬の放し飼いは禁止されています。

問合せ 保健福祉課（地域保健）2階21番窓口 ☎6659-9712



お知らせ カラスの被害にあわないために

カラスは4月から6月に高い木の枝などに巣を作り、5月から6月頃にヒナを育てます。この時期は次のことに気をつけて被害にあわないようにしましょう。

- 巣に近づくと、大きな声で鳴いて威嚇してることがありますが、あわてずにその場から離れましょう。
- 地面に落下してしまったヒナに近づくとヒナを見守っている親ガラスに威嚇されることがありますので、ヒナには近づかないようにしましょう。
- 生ごみは決まった時間に、決まった場所に出しましょう。また、カラスは目で食べ物を探しているため、生ごみを出すときは水分を十分に切ったうえで新聞紙などできちんと包み、ごみ袋の外側から見えないようにしましょう。

迷惑だからといって、カラスを捕獲したり、卵やヒナを捕ることは禁止されています。どうしても被害の軽減が図れない場合は、捕獲許可について動物愛護相談室（☎6978-7710）にご相談ください。なお、許可申請および捕獲については、その場所の所有者等に実施していただくこととなります。

問合せ 保健福祉課（地域保健）2階21番窓口 ☎6659-9973



お知らせ 市税の納期限のお知らせ

固定資産税・都市計画税（第1期分）の納期限は5月1日（火）です。市税は、市政運営の原動力であり、市民の皆さまのために大切に活用させていただきます。市税へのご理解と納期内の納付をお願いいたします。

問合せ あべの市税事務所 固定資産税グループ ☎4396-2957（土地）、2958（家屋）

ひったくり防止カバー 無料取付キャンペーン

前かご付自転車でお越しください。



日時 4月11日（水）11:00～取付（※雨天中止）

場所 区役所庁舎東側検診車スペース

数量 100台（先着順）

問合せ 市民協働課 7階73番窓口

☎6659-9734

我が町川柳

「にしなり我が町6月号」に掲載する川柳の作品を募集します。テーマは「虹」です。掲載作品は、広報紙の編集委員会にて選出します。

対象 区内在住・在勤の方

応募方法 郵便番号・住所（区内在勤の方は、勤務先住所・会社名も併せてご記入ください）・氏名（よみがな）・電話番号を記入し、ハガキ・FAXまたは直接区役所7階72番窓口まで。

締切 4月26日（木）

- 自作で未発表のもの。作品は返還しません。一人一点に限ります。
- 採用された作品の著作権は西成区役所に帰属します。

申込先 総務課 7階72番窓口

問合せ 〒557-8501 岸里1-5-20

総務課「我が町川柳」あて

☎6659-9683 ☎6659-2245

テーマ 西成区のイメージ

我が町の 名所旧跡 新発見

冬至には ^{いただ} 天下茶屋 金内 祿郎
 かつまさん

（編集委員会選・敬称略） 山王 五月晴れ

専門相談日

秘密厳守 無料

	日時	場所
①法律相談	4月6日（金）・17日（火）・5月7日（月）12:45～16:00 定員24名 ※当日12:45に抽選で相談の順番を決めます。	西成区役所 4階会議室
②日曜法律相談	4月22日（日）9:30～13:30（電話予約必要）定員各16名 ※予約受付日時（先着順）4月19日（木）・20日（金）9:30～12:00 予約専用電話 ☎6208-8805	都島区役所 浪速区役所
③経営相談	月曜日～金曜日（祝日除く）9:00～16:00（事前予約必要） ※相談希望日の7日前（土・日・祝日を除く）までにお申し込みください。	西成区役所 7階相談室
④行政相談	4月12日（木）13:00～15:00 申込不要 国の仕事に関するご相談に行政相談委員が応じます。	

- 相談者が多数の場合は、受付時間内でもお断りすることがあります。
- 市民の方は、他の区役所においても相談を受けることができます。
- ①②の相談時間は、お一人30分間です（相談後の弁護士記録作成時間等含む）。

問合せ ①③④総務課 7階72番窓口 ☎6659-9683

②大阪市総合コールセンター なにわコール（年中無休）☎4301-7285